平成３０年度八王子市農業委員会第１０回総会会議録

１　開催年月日　平成３１年１月２５日　金曜日

２　開催場所　　八王子市役所 議会棟 全員協議会室

３　開催時間　　午後２時００分　から　午後３時００分　まで

４　出席委員　（２０名）

農業委員会委員

２番　原　島　元　義　　３番　荻　田　米　蔵

４番　鈴　木　勝　久　　５番　久　保　良　政

６番　栗　原　　才　　８番　峯　尾　三　千　年

１０番　有　竹　満　次　　１１番　菱　山　史　郎

１２番　中　西　伸　夫　　１３番　鳴　海　有　理

１４番　熊　澤　治　彦

農地利用最適化推進委員

１５番　内　藤　廣　行　　１７番　内　田　　茂

１８番　金　子　文　利　　１９番　町　田　裕　通

２０番　井　上　正　芳　　２１番　福　田　一　訓

２２番　門　倉　　豊

５　欠席委員　（４名）

１番　石　川　　研　　７番　米　津　元　一

９番　鈴　木　勇　次　　１６番　三　上　正　治

６　事務局職員出席者

事務局長　廣　瀬　　勉　　課　長　　音　村　昭　人

主　査　　上　原　裕　之　　主　査　　黒　田　康　雄

主　任　　上　村　　剛　　主　事　　嶋　崎　菜　緒

平成３０年度
八王子市農業委員会　第１０回総会　議題

（平成３１年１月２５日）

【専決処分案件】

第１　市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について

第２　市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について

第３　農地等の現況に係る照会に対する調査結果について

第４　相続税の納税猶予に係る適格者としての３年ごとの証明について

第５　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

【審議案件】

第６　生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

第７　生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

第８　特定都市農地貸付けの承認について

【報告案件】

第９　農地の権利取得の届出について

第10　相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

≪午後２時００分開会≫

議　長　　ただいまから、平成 30 年度八王子市農業委員会第 10 回総会を開会します。欠席通告のありました委員を報告します。第１番石川研委員、第７番米津元一委員、第９番鈴木勇次委員、第 16 番三上正治委員です。農業委員定数 14 名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第３項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第 30 条第１項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第１及び第２については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局　　第１「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」12 月１日から 12 月 31 日までの届出分（８件）
第２「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」12 月１日から 12 月 31 日までの届出分（27 件）を報告。

議　長　　報告は終わりました。第１・第２についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第３「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第３「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」を報告。（１件）

議　長　　報告は終わりました。第３についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第４「相続税の納税猶予に係る適格者としての３年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第４「相続税の納税猶予に係る適格者としての３年ごとの証明について」

を報告。（６件）

議　長　　報告は終わりました。第４についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第５「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第５「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を報告（１件）

議　長　　報告は終わりました。第５についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第６「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　　第６「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は川口町の土地１筆、569.44 ㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は川口町、申出者との続柄は「母」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成 30 年２月６日。年齢は 85 歳、年間従事日数は 300 日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　　それではご報告いたします。１月 15 日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の母は、結婚を機に農業に携わり、永年当該地においてハクサイ、キャベツ、ブロッコリー、トマト、キュウリなど多品目の野菜を栽培してきました。

収穫した野菜は青果市場や園芸センターへ出荷するほか、自家消費してきました。元気なころはほぼ毎日畑に出ていましたが、５年ほど前から糖尿病と高齢が原因で徐々に体力も低下してきました。それでも可能な限り畑に出て、願出者である息子の手を借りながら草刈りなどの農作業に従事してきましたが、昨年 85 歳で亡くなりました。今回

の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第６については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第７「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　　第７「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は大谷町の土地 10 筆、8,907.60 ㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は大谷町、申出者との続柄は「母」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成 29 年８月３日。年齢は 79 歳、年間従事日数は 300 日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員　　それではご報告いたします。１月 17 日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の母は、結婚を機に農業に携わり、当初は夫とともに野菜と植木を栽培し、高井戸、淀橋、品川などの市場に出荷していました。その後は造園業に重きを置き、長年、農業経営に携わってきました。願い出のあった農地は全て植木の圃場として使用し、道の駅や園芸センターに出荷するほか、個別の顧客に販売しているとのことでした。今回の調査において、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。なお、昨年５月の平成 30 年度第２回総会において相続人である息子の相続税納税猶予適格者証明について決定しましたが、今回の主たる従事者の証明願は、納税猶予の適用を受けない生産緑地について提出さ

れたものです。隣接する生産緑地の所有者との話し合いに時間を要したため、このタイミングになったとのことでした。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。

農業委員　　地図によると願い出のあった生産緑地の中に道が通っているように見えます。

事務局　　一方は生産緑地内に存在し、ご自身の経営のために使っている事実上の道で、もう一方は生産緑地との間に存在する赤道です。

農業委員　　事実上の道を含めて将来、その生産緑地を売却したとしても問題はないのですか。

事務局　　問題ありません。なお、当初はご自身がこの一帯を開発しようと考えていたそうですが、傾斜があり、周囲が農地に囲まれているので断念したと聞いています。

推進委員　　願出者自身は生産緑地を解除して開発したいと考えていますが、開発に必要な道路を作るのが難しいため生産緑地として残すことになりそうだとおっしゃっていました。

議　長　　ほかにございませんか。

推進委員　　隣地とのトラブルはないのですか。

推進委員　　今回の申請地を解除すると西隣の農地が道連れ解除になる可能性があり、土地所有者と話し合いができていませんでした。しかし、市が生産緑地の下限面積を300㎡に引き下げる条例を制定するというので問題ありません。

議　長　　ほかにございませんか。

農業委員　　先ほど農業委員がおっしゃっていた道は他の方も利用しているのですか。

推進委員　　願出者のみが利用していると聞いています。

議　長　　ほかにございませんか。

推進委員　まだ条例は改正されていませんが、本当に道連れ解除にならないのでしょうか。

議　長　事務局どうですか。

事務局　生産緑地の下限面積要件の引下げに関する条例については、３月の議会で審議されると聞いています。

議　長　ほかにございませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第７については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあっ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第８「特定都市農地貸付けの承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第８「特定都市農地貸付けの承認について」 土地所有者について、住所は大船町、賃借権等を設定する都市農地は大船町の土地６筆、計 1,809 ㎡。権利の種類は「賃貸借」。開設者について、所在は東京都新宿区、法人。区画面積及び区画数は 10 ㎡が 66 区画、3 ㎡が 20 区画。

議　長　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当委員が欠席のため、委員からお預かりした調査報告書を事務局から代読願います。

事務局　それではご報告いたします。１月 16 日、事務局及び農林課と対象の農地を確認するとともに、開設者の法人、土地所有者から話を伺いました。申請地の東側は住宅街に近接しています。農地は耕うん状態でしたが、承認後速やかに農園を開設するとのことです。所有者は隣接

地に住んでおり、これまでは主にクリの栽培を行っていたそうです。以前から貸し農園に関心があったところ、この法人のことを知り、今回任せることにしたそうです。水道が引かれていました。今後、利用者向けの簡易トイレを設置するそうです。チラシや新聞の折り込み、インターネットなどを使って募集していくとのことでした。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。

推進委員　　土地所有者はこの法人から年間いくらもらっているのですか。

事務局　　具体的な額は言いたくないとのことでしたが、おおよそ固定資産税と同じ額が土地所有者の元へ入るそうです。

議　長　　ほかに質問・意見はありませんか。

農業委員　　以前この法人が市内で開設した農園は、現在どのような状況ですか。

事務局　　貸出区画はほぼ埋まっているとのことです。

農業委員　　土地所有者と開設者である法人との役割分担はどのようになっていますか。

事務局　　年間従事日数の１割従事していれば、その生産緑地の主たる従事者となります。土地所有者は今回の計画書において、草刈りや見回りなど農園の運営に１割以上従事することを宣言しています。

議　長　　ほかに質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第８については、これを承認することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、承認することに決定しました。

第９「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第９「農地の権利取得の届出について」を報告。（６件）

議　長　　報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第 10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第 10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（８件）

議　長　　報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第12番　中西　伸夫　委員

第13番　鳴海　有理　委員

を指名します。よろしくお願いします。

以上をもちまして、平成 30 年度八王子市農業委員会第 10 回総会を閉会します。

≪午後３時００分閉会≫